

農ライフ創生センター 桃・梨専門コース募集要項

農業で起業を考えている
みなさんへ!

研修期間:
平成31年3月から2年間
応募要件:
昭和51年4月3日以降に
生まれた人
定員:3名程度
募集期間:
平成30年11月9日~
平成30年12月21日

豊田市内で桃・梨農家として
独立自営するまでを
地元農家、JA、行政が
一体となってサポートします!!

豊田市農ライフ創生センター

1 目的

県内有数の産地である桃・梨について、豊田市がこの先も桃・梨の産地として維持していくために、また、桃・梨産地を一緒に発展させ、豊田市のブランド品目として盛り上げていくための仲間を募集します。

2 内容

(1) 研修期間

平成31年3月から2年間

(2) 研修内容

【1年目】

講義：愛知県立農業大学校 ニューファーマーズ研修（週2日程度/予定）

農産物の流通、農業経営の基礎、農業簿記の基礎など

実習：市内果樹農家（以下「里親農家」という）のほ場等で1,020時間以上の実践研修

【2年目】

実習：里親農家のほ場等で1,200時間以上の実践研修

自己管理ほ場での年間を通じた栽培管理

相談：独立自営に向けた専門家等によるアドバイス

【1・2年目共通】

実践研修に関する作業日誌を作成していただきます。

(3) 研修期間中の支援

農業次世代人材投資事業※（準備型）による最大年間150万円の交付

※交付要件に適合しない場合は、交付されない場合があります。また、制度改正により、金額等の変更がある場合があります。

3 応募要件

独立自営による新規就農は、農業をツールとして起業することです。IT業やサービス業、製造業などで事業を起こすことと変わりはありません。さらに、農業は自然が相手であり、台風や病害虫による被害など思いもよらない事態が発生することがあります。短絡的な思い付きや現実逃避の就農では、失敗に終わる可能性があります。農業を生涯の職業にすると強い意志で考えている人を募集します。

【要件】

- ・昭和51年4月3日以降に生まれた人
- ・桃・梨を慣行農法※で栽培する意欲のある人
- ・桃・梨専門コース修了後、豊田市内で就農する人
- ・将来にわたって豊田市内で農業経営を行う意志のある人
- ・原則、これまでに農業次世代人材投資事業の交付を受けていない人
- ・2年間の桃・梨専門コースを受講でき、その間の生活が確立できる人
- ・里親農家や地域の人々と協調し、地域からの信頼を得ることができる人

※慣行農法：豊田市内の多くの生産者が実施している一般的な農法のこと。

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、直接持参または郵送で提出してください。

(1) 提出書類

「桃・梨専門コース研修応募用紙」

<http://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/sangyo/1004513.html>

(2) 提出先

豊田市 農政課のページ ▼

豊田市農ライフ創生センター

〒470-0373 豊田市四郷町松本105番地1

開所時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分



(3) 提出期限

平成30年12月21日（金）午後5時必着

5 定員・選考方法

(1) 定員 3名程度

(2) 選考方法 面接、体験実習

(3) 選考結果 面接終了後1週間以内に文書により通知

6 選考後から桃・梨専門コース修了までの費用

(1) 桃・梨専門コース受講費用 2万円/年 ※中途返金はありません

(2) 農業大学校 ニューファーマーズ研修 教材費 約1万8,000円

研修会場や実習は場への交通費や作業着代、昼食代などは研修生の負担になります。

また、受講が決定した方は必ず各自で傷害保険等に参加してください。

7 スケジュール

日程	項目	場所	備考
平成30年11月25日 午前10時30分	第1回説明会	農ライフ創生センター	事前予約制※
平成30年11月28日 午後7時00分	第2回説明会	農ライフ創生センター	事前予約制※
平成30年12月1日～ 平成31年1月19日	体験実習 (選考/必須)	里親農家	2日間×2回程度
平成30年12月21日	桃・梨専門コース研修応募用紙 提出期限		
平成31年1月20日	面接(選考/必須)	農ライフ創生センター	
平成31年1月22日	結果発表	郵送	
平成31年3月1日	開講式	農ライフ創生センター	
平成31年3月中旬 まで(予定)	農業大学校申込み	県立農業大学校	

※事前予約制：11月21日までに農ライフ創生センターへ電話又はFAXでご連絡ください。FAXで予約された方は折り返しの連絡をいたします。

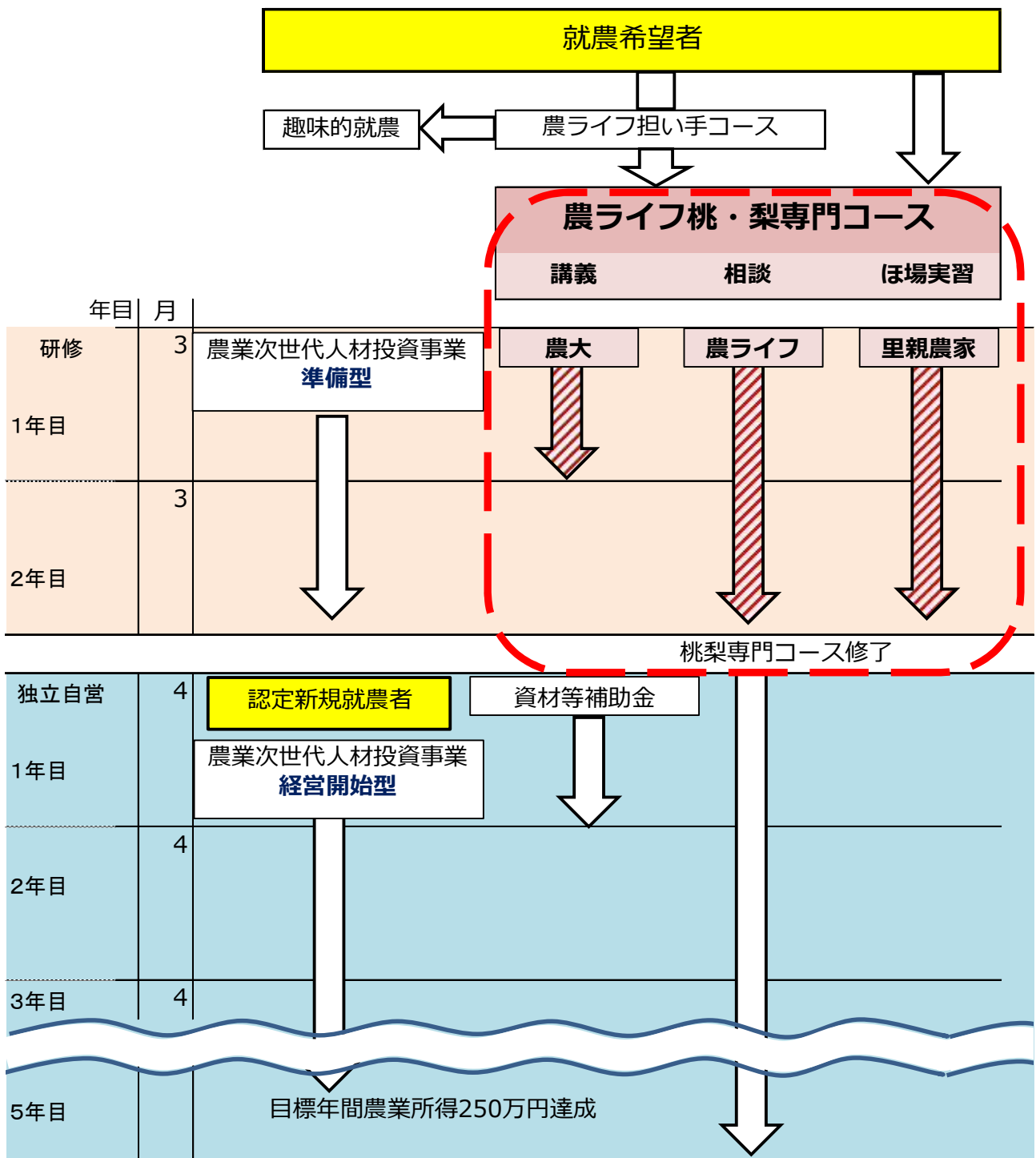
事前予約者がいない場合は説明会を開催しません。

農ライフ創生センター 電話：0565-43-0340 FAX：0565-43-0341

8 修了後の主な支援

- (1) 農業資材及び農業機械等に関する支援
栽培から販売までの直接経費のうち、農業資材等の購入費を一部助成（要件有）
- (2) 農業次世代人材投資事業（経営開始型）
年間150万円（最大5年間、交付要件有）の交付
- (3) 相談窓口の開設
農業経営アドバイザー等の専門家による伴走支援
- (4) ほ場の斡旋
研修修了後に独立自営が円滑に行えるように、ほ場などの斡旋

9 事業の流れ



10 Q&A

Q：将来は有機栽培で果樹農家になろうと考えていますが、応募できますか？

A：桃・梨専門コースでは、慣行農法での研修を行います。有機栽培を考えている人は、応募できません。

Q：果樹農家の子弟は利用できますか？

A：利用できます。ただし、農業次世代人材投資事業が利用できない可能性があるため、研修期間中の収入がなくても生活できる自己資金が必要となります。

Q：住所が豊田市外ですが、応募できますか？

A：応募できます。ただし、豊田市内のほ場で独立自営することが条件です。

Q：研修2年目の自己管理ほ場とは、どういったものですか。

A：すでに、収穫可能な成木がある果樹園を地権者から豊田市が賃借します。研修生は、そこで、1年間の作業を体験することになります。

Q：途中で辞めた場合は、何かペナルティがありますか？

A：農業を生涯の職業にすると強い意志で考えている人を募集しますが、やむを得ない理由により研修や営農が続けられなくなった場合は、農業次世代人材投資事業による交付金の返還が必要となります。

また、研修修了後に独立自営しなかった場合も農業次世代人材投資事業（準備型）の返還が必要となります。

Q：独立自営就農をする際の条件はありますか。

A：研修修了後、1年以内に独立自営を開始し、豊田市の桃・梨産地振興に貢献していただきます。

豊田市農ライフ創生センター

開所時間：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

郵便番号 〒 4 7 0 - 0 3 7 3

住 所 愛知県豊田市四郷町松本 1 0 5 番地 1

電 話 0 5 6 5 - 4 3 - 0 3 4 0

F A X 0 5 6 5 - 4 3 - 0 3 4 1

E - mail nou-life@city.toyota.aichi.jp



桃・梨専門コース研修応募用紙

平成 年 月 日

豊田市長 様

私は、「桃・梨専門コース」を受講したいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな			性別		
氏名	⑩		男・女		
住所	(〒 -)		(写真)		
連絡先	自宅 ()	携帯 ()		E-mail	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	年齢 (申込時 歳)			
最終学歴	学校名	学部・学科	在学期間		
			昭和・平成 年 月	卒業	卒業見込 中退
職歴	年	月	職歴		
資格・免許	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許 有・無 <input type="checkbox"/> その他資格・免許 ()				
家族構成	氏名	年齢	続柄	農業従事	職業
家族の同意	1 得られている		2 得られていない		

農業の経験	<p>1 実家・親戚の手伝い (経験年数： 年 箇月) (主な内容及び作物：)</p> <p>2 家庭菜園・市民農園程度 (経験年数： 年 箇月) (主な作物：)</p> <p>3 農業研修を受講 (学校又は研修名：) (研修内容：) (栽培品目：) (研修期間： 年 月 日～ 年 月 日)</p> <p>4 農業法人やNPO法人等に従事 (法人名：) (主な内容：) (従事期間： 年 月 日～ 年 月 日)</p> <p>5 まったく経験がない</p> <p>6 その他 ()</p>
農産物の販売経験	<p>1 あり (販売品目：) (販売先：)</p> <p>2 なし</p>
農地	<p>親族から賃借した農地を利用する予定</p> <p>1 あり (筆、 m²程) 2 なし</p>
就農希望理由	<p>※就農希望理由やどのような農業を目指すかを具体的に記載してください。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
就農後の所得目標	<p>1. 農業所得 _____ 万円</p> <p>2. 農外所得 _____ 万円</p>

【申請書に記載の内容については、目的（選考、研修、就農時の指導用）のためだけに使用し、他の目的に使用しません。】